

白川・菊池川地域森林計画 変更計画書

(白川・菊池川森林計画区)

計画期間 (自 令和 2 年 (2 0 2 0 年) 4 月 1 日)
(至 令和 1 2 年 (2 0 3 0 年) 3 月 3 1 日)

令和 3 年度 (2 0 2 1 年度) 変更

熊 本 県

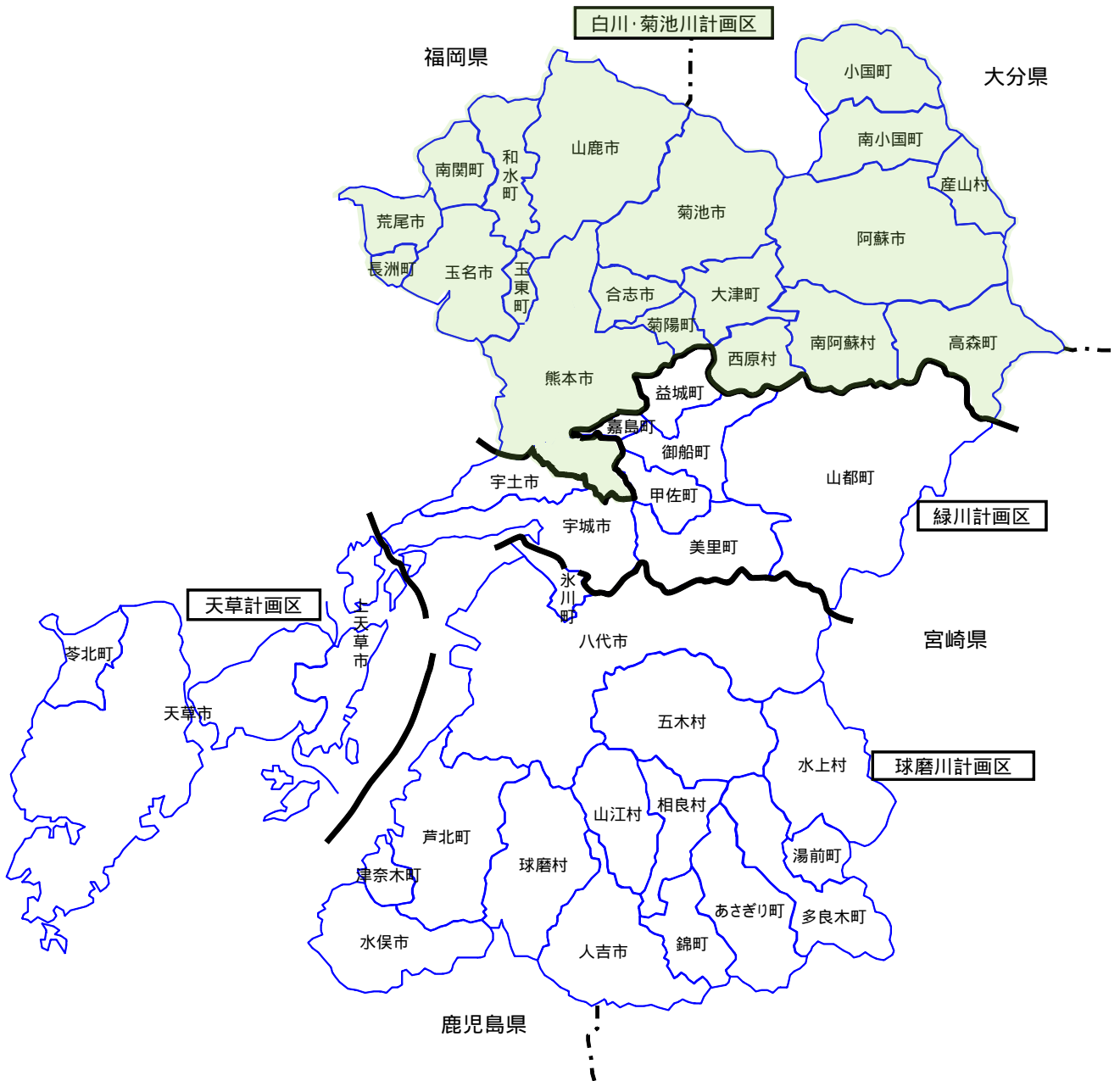
目 次

計画の大綱	1
1 森林計画区の概況	1
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	1
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	1
計画事項	2
第1 計画の対象とする森林の区域	3
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	3
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	3
(1) 森林の整備及び保全の目標	
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
2 その他必要な事項	6
第3 森林の整備に関する事項	7
1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)	7
(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針	
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	
(3) その他必要な事項	
2 造林に関する事項	9
(1) 人工造林に関する指針	
(2) 天然更新に関する指針	
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	
(4) その他必要な事項	
3 間伐及び保育に関する事項	11
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	
(3) その他必要な事項	
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	12
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法 に関する指針	
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の 区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針	
(3) その他必要な事項	

5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	13
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	
(3)	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方	
(4)	路網の規格・構造についての基本的な考え方	
(5)	更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	
(6)	その他必要な事項	
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	15
(1)	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	
(2)	森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	
(3)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
(4)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
(5)	林産物の搬出方法等	
(6)	その他必要な事項	
第4	森林の保全に関する事項	17
1	森林の土地の保全に関する事項	17
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
(4)	その他必要な事項	
2	保安施設に関する事項	18
(1)	保安林の整備に関する方針	
(2)	保安施設地区の指定に関する方針	
(3)	治山事業の実施に関する方針	
(4)	特定保安林の整備に関する事項	
(5)	その他必要な事項	
3	鳥獣害の防止に関する事項	18
(1)	鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	
(2)	その他必要な事項	
4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	18
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	
(2)	鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く)	
(3)	林野火災の予防の方針	

(4) その他必要な事項	
第 5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	18
(1) 保健機能森林の区域の基準	
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	
第 6 計画量等	19
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	19
2 間伐面積	19
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	19
4 林道の開設及び拡張に関する計画	19
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	23
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
(3) 実施すべき治山事業の数量	
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業 方法及び時期	27
第 7 その他必要な事項	27
1 保安林その他制限林の施業方法	27
(附) 参考資料	28

森林計画区位置図



【変更の理由等】

- 1 計画の変更を要する理由
森林法第5条第1項の規定に基づき樹立した白川・菊池川地域森林計画の一部を、同条第5項の規定に基づき変更する。
- 2 効力の発生
令和4年（2022年）4月1日から効力を生ずる。

計画の大綱

- 1 森林計画区の概要〔変更なし〕
- 2 前計画の実行結果の概要及びその評価〔該当なし〕
- 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

(1) 森林に対する要請

2015年に、京都議定書の後継となる「パリ協定」が採択（2016年発効）され、2020年以降の気候変動対策の新たな法的枠組みが定められたことにより、二酸化炭素の吸収源として機能する森林の役割、再生産可能で資源循環型社会の構築に貢献する木材の利用が大いに注目されている。

また、平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて令和12年（2030年）までの国際社会共通の目標として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs）への関心が社会全体で高まっている。森林は、SDGsの目標15の中に「持続可能な森林の経営」と掲げられているほか、様々な目標に関連しており、森林分野においても様々な取組が広がっている。

さらに、SDGsの目標13では「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」となっている。国では、令和2年（2020年）10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すことが宣言された。本県においても、令和元年（2019年）12月に、国に先駆けて「2050年県内CO₂排出実績ゼロ」を目指すことを宣言しており、大気中の温室効果ガスを吸収する吸収源として森林は大きな役割を担っている。

一方、令和2年7月豪雨等の災害の発生により流域全体で治水対策を講じる、いわゆる「流域治水」対策に森林の整備が求められるなど、森林に対する県民の期待は、木材等林産物の供給や県土の保全をはじめ、水源の涵養、保健休養の場の提供、自然環境の保全及び形成等、多様化かつ高度化している。

本県では、森林の持つ水源の涵養、山地災害の防止などの公益的機能の維持増進を図ることが求められる中、平成17年（2005年）4月から「熊本県水とみどりの森づくり税」を導入し、第4期となる令和2年度（2020年度）からは「県民の安全安心を守り、次世代につなぐ森づくり」、「県民全体で森に触れ、親しみ、支え、森の恵みを活かす意識づくり」を2本柱に取組を実施している。

(2) 計画区の民有林の現状〔変更なし〕

(3) 森林の整備及び保全の推進方向〔変更なし〕

計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する民有林の区域とし、その市町村別の面積は、表 - 1 のとおりである。

表 - 1 市町村別の地域森林計画対象民有林面積

市 町 村	面 積 (ha)	市 町 村	面 積 (ha)
総 数	114,601.77	菊 池 市	12,606.65
熊 本 市	4,530.79	合 志 市	533.45
熊 本 地 域 計	4,530.79	大 津 町	4,204.13
荒 尾 市	891.46	菊 陽 町	278.85
玉 名 市	2,501.56	菊 池 地 域 計	17,623.08
玉 東 町	665.60	阿 蘇 市	19,681.28
南 関 町	3,373.58	南 小 国 町	8,994.45
長 洲 町	32.05	小 国 町	10,198.79
和 水 町	5,140.74	産 山 村	4,156.80
玉 名 地 域 計	12,604.99	高 森 町	12,608.09
山 鹿 市	13,478.74	南 阿 蘇 村	6,763.71
鹿 本 地 域 計	13,478.74	西 原 村	3,961.05
		阿 蘇 地 域 計	66,364.17

注) 1 本計画の対象森林は、次に掲げる事項の対象となる。

(1) 森林法第10条の2第1項に基づく林地の開発行為の許可(保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)

保安林及び保安施設地区の区域内の森林にあつては森林法第34条、第34条の2及び第34条の3の規定、海岸保全区域内の森林にあつては海岸法第7条、第8条及び第8条の2の規定が適用される。

(2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出

(3) 森林法第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出(保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)

2 森林計画図は、熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県県央広域本部上益城地域振興局農林部林務課、熊本県県北広域本部農林水産部林務課、熊本県県北広域本部玉名地域振興局農林部林務課、熊本県県北広域本部鹿本地域振興局農林部林務課、熊本県北広域本部阿蘇地域振興局農林部林務課において縦覧に供する。(地域振興局は、所管区域のみ)

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標〔変更なし〕

(2) 森林整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、発揮を期待する機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持増進を推進することとする。

森林の有する多面的機能を将来にわたって保持していくためには、樹木の生育が長期間を要するなどの特性を有していることを踏まえ、長期的な視点で森林の状態の変化を的確に把握するとともに、森林の持つ多様な生態的特性等を考慮した適正な整備及び保全を図ることが重要である。

このため、(1)に定める森林の有する機能の区分に従い、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿に誘導するよう適正かつ計画的な森林の施業及び保全管理を推進することとする。

具体的には、森林の有する各機能を高度に発揮させるための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害や森林病虫獣害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとする。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の推進の必要性等にも配慮する。

さらに、森林の状況を適確に把握するため森林クラウドシステムの効果的な活用を図る。

また、林道等路網は、森林の適正な経営管理や効率的な森林施業の実施に不可欠な施設であり、農山村地域の振興にも資するため、計画的に整備することとする。

なお、発揮を期待する機能に応じ、以下のとおり森林整備及び保全の基本方針を示す。

(ア) 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

(イ) 山地災害防止機能 / 土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能 / 土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

(ウ) 快適環境形成機能

県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

(エ) 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

(オ) 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進すること

とする。

また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

(カ) 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

(キ) 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、表 - 3 のとおり定める。

表 - 3 単位 面積：ha

区 分		計画期首	計画期末
面 積	育 成 単 層 林	74,587	73,022
	育 成 複 層 林	1,041	2,017
	天 然 生 林	38,046	38,635
立木地の森林蓄積(m ³ /ha)		324	351

注) 1 「育成単層林」とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為(1)により成立させ維持される森林をいう。

具体的には、人工林の場合、植栽又は播種により造成された単一の樹冠層を構

成する森林（天然木の割合が25%以下のものを含む。）で、本県のスギ・ヒノキ等の人工林の大部分が該当する。天然林の場合、ぼう芽更新等と人為の組み合わせにより造成された単一の樹冠層を構成する森林で、本県のクヌギぼう芽林の大部分が該当する。

- 2 「育成複層林」とは、森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において、林齢や樹種の違いから複数の樹冠層（2）を構成する森林として人為により成立させ維持される森林をいう。

具体的には、人工林の場合、上層木の択伐（3）等及び樹下植栽により造成された複数の樹冠層を構成する森林（樹下植栽によらないもので、天然木の割合が25%を超えるものを含む。）、天然林の場合、上層木の択伐等及び天然下種更新等により造成された複数の樹冠層を構成する森林をいう。

- 3 「天然生林」は、主として自然に散布された種子などにより成立し、維持される森林をいう。

具体的には、天然林のうち育成単層林及び育成複層林以外の森林で、区分上、伐採跡地、未立木地及び竹林を含めている。

- 4 区分ごとの面積の合計は、更新困難地（4）及び特殊林（5）を含まないため、本計画の対象森林の総面積とは一致しない。

（1）「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かき起こし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したものである。

（2）「複数の樹冠層」とは、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるものである。

（3）「択伐」とは、森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）することである。

（4）「更新困難地」とは、岩石地、崩壊地等である。

（5）「特殊林」とは、モリシマアカシア林、ツバキ林等である。

2 その他必要な事項〔変更なし〕

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

（市町村森林整備計画において定める事項の指針）

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の1の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の伐採立木材積（表 - 12）を踏まえ、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を考慮して、立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）を定めるものとする。

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、森林所有者等が立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定めるもので、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを旨として、自然条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要動向、森林の構成等を勘案し、次により定めるものとする。

ア 立木の伐採（主伐）

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとし、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等にあたっては、主伐時における伐採・搬出指針の制定について（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）（以下、「伐採・搬出指針」という）を踏まえ実施することとする。その際、土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図り、生物多様性の保全にも配慮しつつ、伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮するものとする。

さらに、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとする。なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとする。

なお、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林問わず所要の保護樹帯を設置することとし、また、野生動物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的

樹種以外樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

人工林の主伐は、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行うものとし、人工林の生産目標ごとの主伐の時期は表 - 4 を目安として定めるものとする。

(ア) 皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。

(イ) 択伐

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとする。

表 - 4 生産目標別の主伐の時期の目安

地 域	樹 種	標 準 的 な 施 業 体 系			主伐時期 の 目 安
		生産目標	仕立て方法	期待径級	
白川・菊池川 計 画 区	ス ギ	一 般 材	中仕立	2 7 cm	4 0 年
		大 径 材	中仕立	3 6 cm	7 0 年
	ヒノキ	一 般 材	中仕立	2 2 cm	4 5 年
		大 径 材	中仕立	3 2 cm	8 0 年

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針〔変更なし〕

(3) その他必要な事項〔変更なし〕

2 造林に関する事項

(市町村森林整備計画において定める事項の指針)

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の1の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の造林面積(表 - 14)を踏まえ、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案して、造林に関する事項を定めるものとする。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

その際、作業の省力化・効率化に留意するとともに、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備等を必要に応じて行うものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

造林樹種は、森林所有者等が造林を行う際の樹種選択の規範として、次により定めるものとする。

(ア) 人工造林の対象樹種を定めるに当たっては、適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向、樹種又は品種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、木材の利用状況等経済的条件や気象、地質、地形、土壌等自然的条件等を考慮し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を選定することが重要である。

人工造林の対象樹種は、既往の実績等からスギ、ヒノキ、クヌギを主体に定めるものとするが、これ以外の樹種について定める場合は、「熊本県における広葉樹造林の手引き」(熊本県発行)等を参考として、地域の自然条件等に適した樹種を選定するものとする。

(イ) 森林所有者等が定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局が相談対応するものとし、その旨を記載して適切な樹種の選択がなされるよう留意するものとする。

(ウ) マツ林については、松くい虫の被害防除対策を適切に行うとともに、マツ林の造成に当たっては、抵抗性マツの植栽を推進することとする。

(エ) 苗木の選定については、特定苗木等の成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木を積極的に用いることに努めることとする。

- イ 人工造林の標準的な方法に関する指針〔変更なし〕
- ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針〔変更なし〕

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

なお、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新を選択するものとする。

- ア 天然更新の対象樹種に関する指針〔変更なし〕
- イ 天然更新の標準的な方法に関する指針〔変更なし〕
- ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針〔変更なし〕

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

天然更新が期待できない森林については、その森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として、市町村森林整備計画において基準を定め、原則、小班ごとに設定するものとする。

なお、天然更新が期待できない森林とは、面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できないものをいう。

さらに、山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼす恐れがあり、早期に森林の公益的機能の維持増進を図るために確実な更新を必要とするものについても、当区域に設定することを検討するものとする。

(4) その他必要な事項〔変更なし〕

3 間伐及び保育に関する事項

(市町村森林整備計画において定める事項の指針)

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の1の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の間伐立木材積(表 - 12)を踏まえ、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、既往の間伐及び保育の実施状況等を勘案して、間伐及び保育に関する事項を定めるものとする。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針
〔変更なし〕

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法は、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、森林所有者等が森林の保育作業を行う際の規範として定めるもので、表 - 8に示す内容を基礎とし、既往の保育の方法を考慮して、保育の時期、回数、作業方法、その他必要な事項を定めるものとする。

その際、作業の省力化・効率化に留意するとともに、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備等を必要に応じて行うものとする。

表 - 8 保育の種類別の標準的な実施時期

保育の種類	樹種	実施時期(林齢)														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈り	スギ ヒノキ	←-----▶														
つる切り								←	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	▶
除伐								←	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	▶

注) 特定苗木等の活用により、植栽木が健全に生育し、下刈りの必要性が無くなった場合においては、作業の省力化・効率化のため、実施期間の短縮に努めるものとする。

(3) その他必要な事項〔変更なし〕

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(市町村森林整備計画において定める事項の指針)

公益的機能別施業森林とは、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の公益的機能の高度発揮が求められており、森林の樹種構成、林道等路網の整備状況、住民の意向等地域の実情等からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林のことである。

公益的機能別施業森林には、下記の(1)のアの(ア)水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、同(イ)土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林が該当し、公益的機能別施業森林等の「等」については(2)木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林が該当することとなる。

公益的機能別施業森林等の区域における施業については、それぞれの区分ごとにその整備目標に応じた施業の方法を定め、たうえで推進していくこととする。

なお、公益的機能別施業森林等の区域及びその整備に関する事項等は、市町村森林整備計画において定めるものとする。

(1)公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針〔変更なし〕

(2)木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、将来にわたって木材生産が行われ、林業経営を持続的に行うことが期待される区域である。そのため、区域の設定に当たっては、林木の生育に適した森林や林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、森林の機能の評価区分にて木材生産機能の評価区分が高い森林等の自然的条件から一体的に森林施業を行うことが適当と認められる森林について、地域の合意形成を十分に図ったうえで設定するものとする。

また、森林経営管理制度の運用に際し、林業経営に適した森林と扱われる森林については、この区域内の森林であることが望ましい。

なお、区域の設定は、林班又は小班を単位として定めることとするが、その配置については、目的とする森林の機能の発揮及び一体的な森林整備の推進を図るうえで必要なまとまりを持たせるものとする。

さらに、この区域のうち林地生産力の高い森林や傾斜が緩やかで地質が安定している森林、林道からの距離が近い森林等、これらを満たす自然的・社会的条件が有利な箇所については、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な施業が可能な森林の区域として、地域の実情を勘案のうえ設定する。

この際、区域内において(1)の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように区域を定めること。

イ 施業の方法に関する指針

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林の公益的機能の発揮や森林資源の保続に配慮しつつ、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととする。

なお、人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、表 - 4 を目安として定めるものとする。

(3) その他必要な事項〔変更なし〕

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進するものとする。

また、林道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進するものとする。特に、林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進するものとする。また、既設林道の改築・改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図るものとする。

なお、基幹路網の現状は第6の4のとおりである。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方

林道、林業専用道や森林作業道など車両や林業機械が走行する路網における効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準については、表 - 9を基礎として定めるものとする。

地形、経営形態等、地域の特性に応じた指向すべき作業システムの考え方は表 - 10を参考に定めるものとする。

表 - 9 地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準

(単位：m/ha)

区 分	作業システム	路網密度	
		基幹路網	
緩傾斜地(0～15°)	車両系	110 ~ 250	30 ~ 40
中傾斜地(15～30°)	車両系	85 ~ 200	23 ~ 34
	架線系	25 ~ 75	
急傾斜地(30～35°)	車両系	60 ~ 150	16 ~ 26
	架線系	20 ~ 50	
急峻地(35°～)	架線系	5 ~ 15	5 ~ 15

注1) 「急傾斜地」の書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

表 - 10 作業システムの例

区分	作業システム	最大到達距離(m)		作業システムの例			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
緩傾斜地(0～15°)	車両系	150 ~ 200	30 ~ 75	ハーベスタ	グラップル	プロセッサ	フォワーダ トラック
中傾斜地(15～30°)	車両系	200 ~ 300	40 ~ 100	ハーベスタ チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		100 ~ 300	チェーンソー	スイングヤーダ	プロセッサ	フォワーダ トラック
急傾斜地(30～35°)	車両系	300 ~ 500	50 ~ 125	チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		150 ~ 500	チェーンソー	スイングヤーダ タワーヤーダ	プロセッサ	フォワーダ トラック
急峻地(35°～)	架線系	500 ~ 1500	500 ~ 1500	チェーンソー	タワーヤーダ	プロセッサ	トラック

注1) この表は、現在採用されている代表的な作業システムを、使用されている林業機械により、傾斜及び路網密度と関連づけたものであり、林業機械の進歩・発展や社会経済的条件に応じて調整されるものである。

注2) 基幹路網：林道（林業専用道含む）

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的考え方〔変更なし〕

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方〔変更なし〕

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、伐採・搬出指針を踏まえた搬出方法とする。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法〔該当なし〕

(6) その他必要な事項〔変更なし〕

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針〔変更なし〕

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針〔変更なし〕

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業事業体の育成強化

森林組合は、森林の保育管理から木材の生産までの幅広い森林施業を実施する地域の中核的事業体として位置づけられている。その経営基盤を強化するため、本県では、広域合併推進基本計画に基づき、森林組合の広域合併を推進してきたところであり、本計画区内においては、平成13年に阿蘇森林組合が発足している。

引き続き森林組合に対する指導・支援を強化し、経営基盤の強化及び生産基盤の拡充を図る。

また、令和3年(2021年)4月現在で5森林組合及び22の林業事業体が、「林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)」に基づき、雇用管理の改善及び事業の合理化を一体的に図る改善計画の知事認定(以下「認定事業体」という。)を受けている。県と公益財団法人熊本県林業従事者育成基金(熊本県林業労働力支援センター)(以下「育成基金」という。)との連携により経営基盤の強化や雇用環境の整備に必要な支援を行うとともに、その他の林業事業体については知事認定に向けた指導・支援を推進する。

さらに、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立する林業経営体へ育成を図る者を「熊本県版育成経営体」として新たに県が選定し、支援する。

イ 林業従事者の養成・確保

本計画区の人造林は成熟化が進み、伐採可能な森林が増加しており、資

源の循環利用や造林・保育等の適切な森林施業を推進するうえで、その担い手である林業従事者の確保・育成が不可欠である。

なお、本計画区における林業就業者数は、平成27年国勢調査によると934人で前回調査(平成22年:928人)と比較して6人増加しているが、将来にわたって林業の担い手を確保するためには、新たな林業就業者の確保・定着を更に図る必要がある。

このため、本県では、「林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)」に基づき平成30年度(2018年度)に策定した「林業労働力の確保の促進に関する基本計画」により、林業労働力の確保・育成のための施策や事業主等への指導・支援を推進することとしている。

具体的には、平成31年(2019年)4月に開校した「くまもと林業大学校」を契機に、育成基金及び関係者との連携のもと、林業系高校生やU・J・Iターン者等、林業就業希望者を対象として、就業に必要な技能・技術の習得のための研修や労働安全の研修、林業機械の取扱いから高性能林業機械の操作・メンテナンスまでの研修等各種研修を実施し、優秀な林業従事者の育成に努める。

雇用環境面では、認定事業体に対し、林業従事者の通年雇用化や社会保険の加入促進等の就業環境、並びに雇用条件の整備に対する支援、事業体の要請に応じた研修等を育成基金と連携し実施する。

なお、本計画区内においては、認定事業体に平成28～令和2年度(2016～2020年度)の5カ年間で80人の新規就業者が林業に従事している。

さらに、森林組合などの林業事業体と建設業や造園業などが連携しながら森林施業や作業道開設等の取組を進めることは、事業量の確保や雇用創出につながることから、地域における林業と異業種が連携した取組を支援する。

ウ 林業後継者の育成〔変更なし〕

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針
〔変更なし〕

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針〔変更なし〕

(6) その他必要な事項〔変更なし〕

成熟した森林資源の活用を推進する一方、人口減少や少子高齢化、高い労働災害率といった課題に対処するため、造林から伐採の各段階において、森林資源のデジタル管理や、ICT等の先端技術を駆使し、生産性や安全性の向上を図る「スマート林業」を推進する。

また、森林整備の担い手である山村地域に住む人々の生活を豊かにするため、都市部及びその近郊地域と比較して整備が遅れている山村地域の道路の舗装及び改良、給排水施設、防災安全施設等の生活基盤の整備を促進する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

- (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区〔変更なし〕
- (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある林分及びその搬出方法〔変更なし〕

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

調和のとれた快適な地域環境の整備及び確保という観点から、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林など、安全で潤いのある居住環境の保全・形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けることとするほか、次の事項に留意するものとする。

ア 土砂の切取、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うものとする。

イ 土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保や環境の保全に支障を及ぼすことのないよう、その態様等に応じ、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の防災施設、水の適切な処理のための調整池及び排水施設を設置するとともに、環境保全のための森林の適正な配置等、適切な保全措置を講ずるものとする。

ウ 開発許可を要する規模の開発を行う場合は、周辺に著しい影響を及ぼすことのないよう「熊本県林地開発許可制度実施要項」等により適切に行うものとする。その際、太陽光発電施設の設置にあたっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準に基づき適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施等に配慮することとする。

また、開発許可を要しない小規模な開発についても、森林法に基づく「伐採及び伐採後の造林の届出」制度の運用等により、適切に行うものとする。

(4) その他必要な事項〔変更なし〕

2 保安施設に関する事項

- (1) 保安林の整備に関する方針〔変更なし〕
- (2) 保安施設地区の指定に関する方針〔変更なし〕
- (3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態が変化していることを踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、流域の特性に応じて、植栽、本数調整伐等の保安林の整備、溪間工、山腹工等の治山施設の整備を図る。

なお、その際、流木災害リスクを軽減させる流木補足式治山ダムの設置や渓流域での危険木の伐採など、流域治水の取組と連携した施策も図ることとする。

- (4) 特定保安林の整備に関する事項〔変更なし〕
- (5) その他必要な事項〔変更なし〕

3 鳥獣害の防止に関する事項〔変更なし〕

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項〔変更なし〕

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項〔変更なし〕

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積 〔変更なし〕

2 間伐面積 〔変更なし〕

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位：ha

区 分	総 数	人工造林	天然更新
総 数	9,435	7,995	1,440
前半5カ年の計画量	4,570	3,845	725

4 林道の開設及び拡張に関する計画

開設又は拡張すべき林道の箇所別数量等については、表 - 16 のとおり

表 - 16 開設又は拡張すべき林道の箇所別数量等

計画期間 (R2.4.1~R12.3.31)

単位 延長:m

種類	林業 専用 道	市町村	路線名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年5カ 年の計 画箇所	路線 コード	国 調整	備考
						改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
管理		南関町	福山二城山線	2,413	4,120		853				203A	無	
		南関町 計		2,413	4,120	0	853	0	0				
玉名地域 計				2,413	4,120	0	853	0	0				
基幹		山鹿市	八方ヶ岳線	16,539	16,539			34			50	無	今回追加(改良)
基幹		山鹿市	八方ヶ岳西線	30,347	30,347			200			52	無	
基幹		山鹿市	西岳不動岩線	17,478	17,478			100	100		53	有	今回追加(改良・舗装)
管理		山鹿市	開山線	933	933				933		102A	無	
管理		山鹿市	男岳線	1,041	1,041				1,041		104A	無	
管理		山鹿市	麻生線	1,150	1,150				1,150		106A	無	
管理		山鹿市	西岳本手線	1,520	1,520				1,520		107A	無	
管理		山鹿市	平線	810	810				810		108A	無	
管理		山鹿市	迫浦線	1,138	1,138				1,138		109A	無	
管理		山鹿市	上後川内線	450	450				450		111A	無	
管理		山鹿市	長橋線	363	363				363		112A	無	
管理		山鹿市	叶田線	4,002	4,002				2,392		113A	無	
管理		山鹿市	向野線	1,260	1,260				259		114A	無	
管理		山鹿市	小原線	1,010	1,010				1,010		115A	無	
管理		山鹿市	後川内線	960	960				960		116A	無	
管理		山鹿市	馬場野線	4,398	4,398				4,398		117A	無	
管理		山鹿市	後山線	560	560				560		118A	無	
管理		山鹿市	三楠線	1,003	1,003				1,003		119A	無	
管理		山鹿市	柚木谷線	1,018	1,018				1,018		120A	無	
管理		山鹿市	黒猪線	260	260				260		124A	無	
管理		山鹿市	第二黒猪線	500	500				500		125A	無	
管理		山鹿市	竹尾の向線	1,040	1,040				1,040		126A	無	
管理		山鹿市	長尾線	1,459	1,459				1,459		127A	無	
管理		山鹿市	広見線	1,040	1,040				1,040		129A	無	
管理		山鹿市	西岳北向線	3,613	3,613				236		130A	無	
管理		山鹿市	高野線	4,000	4,000			200	3,413		131A	無	
管理		山鹿市	桑弦線	2,311	2,311				280		133A	無	
管理		山鹿市	迫線	834	834				634		134A	無	
管理		山鹿市	小川内線	1,445	1,445				1,005		135A	無	
管理		山鹿市	長谷川線	1,414	1,414				1,200		136A	無	
管理		山鹿市	車谷線	520	520				700		137A	無	
管理		山鹿市	阿佐古線	864	864				264		141A	無	
管理		山鹿市	上津野線	511	511				281		143A	無	
管理		山鹿市	岩原線	286	286				286		145A	無	
管理		山鹿市	霜野線	740	740				270		146A	無	
管理		山鹿市	中浦線	3,131	3,131				2,521		147A	無	
管理		山鹿市	寺米野線	1,586	1,586				681		148A	無	
管理		山鹿市	上岩原線	825	825				625		149A	無	
管理		山鹿市	三楠竹の谷線	7,193	7,193				600		151B	無	
		山鹿市 計		119,552	119,552	0	0	534	36,400				
鹿本地域 計				119,552	119,552	0	0	534	36,400				

種類	林業 専用 道	市町村	路線名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年5カ 年の計 画箇所	路線 コード	国 調整	備考
						改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
基幹		菊池市	八方ヶ岳線	16,991	16,991			400			50	無	
基幹		菊池市	水源線	0	18,000		1,000		6,000		59	無	
基幹		菊池市	竜門線	14,532	14,532			400			84	無	
管理		菊池市	宮ノ上線	576	576				100		115A	無	
管理		菊池市	生蘇線	1,475	1,475				800		116A	無	
管理		菊池市	椎場1号線	1,796	1,796				100		117A	無	
管理		菊池市	椎場2号線	1,376	1,376				100		118A	無	
管理		菊池市	白木線	388	388				100		119A	無	
管理		菊池市	新山1号線	8,169	8,169			600			120A	無	
管理		菊池市	北旭野線	0	2,000		1,000				201A	無	
管理		菊池市	麓線	0	2,000		1,000				202B	無	
管理		菊池市	岩本線	0	4,000		2,000				203A	無	
管理		菊池市	二本松線	2,682	2,682				200		208B	無	
管理		菊池市	酒造野陣内線	497	497				415		126A	無	209A 126A 山鹿市209A
管理		菊池市	足手荒神山線	0	750		375		750		210A	無	
管理		菊池市	谷山線	0	400		200		400		212A	無	
管理		菊池市	中原・松島線	0	1,300		650		1,300		213A	無	
管理		菊池市	山の神線	0	2,000		1,000		2,000		214B	無	
管理		菊池市	銭亀線	0	4,000		835		1,670		215A	無	
管理		菊池市	獅子ヶ城線	1,370	2,705		667				216B	無	既設112A
管理		菊池市	獅子ヶ城2号線	0	660		330						作業道編入
管理		菊池市	焼塚線	0	495		247						作業道編入
		菊池市 計		49,852	86,792	0	9,304	1,400	13,935				
管理		大津町	猪郷谷線	3,256	3,256				2,000		101A	無	
管理		大津町	中畑線	1,000	2,500		750				203B	有	既設103A
管理		大津町	高尾野線	0	1,200		600				202B	無	
		大津町 計		4,256	6,956	0	1,350	0	2,000				
		菊池地域 計		54,108	93,748	0	10,654	1,400	15,935				
管理		阿蘇市	大河原線	2,910	2,910				2,240		101A	無	
管理		阿蘇市	梶畑線	1,280	1,280				1,280		102A	無	
管理		阿蘇市	大人線	1,388	1,388				928		105A	無	
管理		阿蘇市	金打線	2,195	2,195				871		106A	無	
管理		阿蘇市	石原線	1,828	1,828				1,088		107A	無	
管理		阿蘇市	一里山線	709	709				709		113A	無	
管理		阿蘇市	鬼ヶ城線	2,867	2,867				1,740		115A	無	
管理		阿蘇市	堂免線	964	964				964		116A	無	産山村116A
管理		阿蘇市	小池線	2,145	2,145				2,145		124B	無	
管理		阿蘇市	山田線	2,794	2,794				2,794		125A	無	
管理		阿蘇市	小倉A線	2,722	2,722				2,722		126A	無	
管理		阿蘇市	大峠線	0	1,700		850				201B	無	
		阿蘇市 計		21,802	23,502	0	850	0	17,481				
管理		南小国町	原口平線	910	910			500			102A	無	
管理		南小国町	北二又線	700	700			500			103A	無	
管理		南小国町	牛房草線	2,580	2,580			500			104A	無	
管理		南小国町	河内線	4,478	4,478				200		105A	無	
管理		南小国町	立岩線	1,889	1,889				300		106A	無	
管理		南小国町	湯田線	1,628	1,628			1,000			111A	無	
管理		南小国町	倉刈線	1,099	1,099			500	500		113A	無	
管理		南小国町	上ウツオギ線	1,816	1,816				1,200		114A	無	
管理		南小国町	野尾野線	963	963				300		115B	無	阿蘇市121B
管理		南小国町	小波瀬線	926	926			300			120A	無	
管理		南小国町	上ノ山線	1,423	1,423			500	1,423		122A	無	
管理		南小国町	瀬戸ノ口線	3,868	3,868				2,000		124A	無	
管理		南小国町	馬場上線	2,319	2,319				789		125A	無	
管理		南小国町	持井手線	2,515	2,515				2,500		126A	無	
		南小国町 計		27,114	27,114	0	0	3,800	9,212				

種類	林業 専用 道	市町村	路線名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年5か 年の計 画箇所	路線 コード	国 調整	備 考
						改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
管理		小国町	上滴水線	3,134	3,134				2,874		102A	無	
管理		小国町	高津屋線	1,713	1,713			784	1,119		103A	無	
管理		小国町	赤鹿線	2,257	2,257				1,132		104A	無	
管理		小国町	寺尾野線	841	841				241		107A	無	
管理		小国町	浅瀬線	839	839				819		108A	無	
管理		小国町	千辺線	1,100	1,100				1,020		109A	無	
管理		小国町	薄野線	1,030	1,600			1,030	1,359		110B	無	
管理		小国町	扇山線	1,145	1,145			1,145	1,125		111A	無	
管理		小国町	北弓田線	1,507	1,507				1,183		112A	無	
管理		小国町	田ノ尻線	2,200	2,200				753		113A	無	
管理		小国町	池ノ内線	490	490				490		114A	無	
管理		小国町	下巢線	3,078	3,078			500			115A	無	
管理		小国町	馬込線	620	620				620		116A	無	
管理		小国町	三田河内線	1,143	1,143				674		118A	無	
管理		小国町	手水野線	2,550	2,550			1,000			119A	無	
管理		小国町	秋原線	2,169	2,169				1,350		120A	無	
管理		小国町	赤谷線	1,080	1,080			500	80		121A	無	
管理		小国町	石井線	853	853				753		122A	無	
管理		小国町	湯ノ平線	3,638	3,638			500	2,934		123A	無	
管理		小国町	星ヶ太郎線	1,622	1,622				1,622		125A	無	
管理		小国町	岩ノ上線	1,962	1,962				1,198		126A	無	
管理		小国町	北里弓田線	4,053	4,053				2,514		127A	無	
管理		小国町	宮ノ台線	1,436	1,436				1,237		128A	無	
管理		小国町	松ノ本線	1,892	1,892			500	1,727		129B	無	
管理		小国町	蛭石線	763	763				763		130A	無	
管理		小国町	馬場野線	766	766				766		132A	無	
管理		小国町	弥太郎谷線	664	664				664		135A	無	
管理		小国町	片草線	820	820				710		136A	無	
管理		小国町	手水野東河内線	3,044	3,044				2,810		138A	無	
管理		小国町	室原II線	1,718	1,718				1,559		140A	無	
管理		小国町	後ヶ山線	1,692	1,692				1,672		141A	無	
管理		小国町	湯田山線	0	1,500				500		211A	無	
管理		小国町	坂本線	0	2,000				1,000		213A	無	
管理		小国町	山ノ口線	0	700				500		214A	無	
管理		小国町	位河内線	2,440	3,440				3,403		219A	無	
管理		小国町	永畑線	1,916	2,344			200	1,916		220A	無	
管理		小国町	大石原線	0	1,200				1,200		221B	無	
管理		小国町	東河内線	0	500				500		222B	無	
管理		小国町	室原線	898	1,558				898		223A	無	
管理		小国町	上戸谷線	1,651	1,651				1,069		145A	無	224A 145A
管理		小国町	二本木線	315	315				315		144A	無	
管理		小国町	倉谷線	0	900				200		225A	無	
管理		小国町	簿瀬線	0	1,500				500		226A	無	
管理		小国町	高花線	1,561	1,561				811		146B	有	
		小国町 計		60,600	71,558	0	0	6,159	48,580				
管理		産山村	中山鹿線	970	970				864		101A	無	
		産山村 計		970	970	0	0	0	864				
管理		高森町	米の山線	1,340	1,340				1,340		102A	無	
管理		高森町	鍋の平線	2,927	2,927			300			106A	無	今回追加(改良)
管理		高森町	小練原線	1,330	1,330				300		108A	無	
管理		高森町	化粧田線	3,215	3,215				1,200		110A	無	
管理		高森町	寺小野線	1,300	1,300				590		111A	無	
管理		高森町	札幌線	1,304	1,304				400		112A	無	
管理		高森町	山下線	1,354	1,354				200		113A	無	
管理		高森町	下山・久保線	1,270	1,270				1,270		109A	無	209C 109A
		高森町 計		14,040	14,040	0	0	300	5,300				
管理		南阿蘇村	上久木野線	3,911	3,911				970		102A	無	一部農道編入
管理		南阿蘇村	下久木野線	6,572	6,572				450		105A	無	
		南阿蘇村 計		10,483	10,483	0	0	0	1,420				
阿蘇地域 計				135,009	147,667	0	850	10,259	82,857				
総 計				311,082	365,087	0	12,357	12,193	135,192				

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1)保安林として管理すべき森林の種類別面積等

〔変更なし〕

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

〔該当なし〕

(3) 実施すべき治山事業の数量

別表 - 20 のとおり

表 - 20 治山事業の数量

単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業施 行地区数	前半5ヵ年 計画地区数	主な工種	備考
市 町 村	区 域				
総 数		417	279		
熊 本 市	植木町舟島	1	0	山腹工	
	植木町正清	1	0	山腹工	
	小 計	2	0		
熊本地域計		2	0		
荒 尾 市	府本	2	1	溪間工	
	平山	2	1	溪間工、森林整備	
	小 計	4	2		
玉 名 市	石貫	2	1	溪間工	
	玉名	2	1	溪間工、森林整備	
	山部田	2	1	山腹工	
	三ツ川	2	1	溪間工	
	築地	3	1	溪間工、森林整備	
	富尾	3	2	溪間工、森林整備	
	立願寺	3	1	溪間工、森林整備	
	山田	1	1	溪間工	
小 計		18	9		
玉 東 町	木葉	2	1	山腹工	
	小 計	2	1		
和 水 町	蜻浦	4	2	溪間工、山腹工、森林整備	
	岩	2	1	山腹工	
	荻原	2	1	森林整備	
	上十町	2	1	山腹工、森林整備	
	江栗	2	1	山腹工	
	大田黒	2	1	溪間工、山腹工	
	上和仁	3	1	溪間工、山腹工、森林整備	
	日平	2	1	森林整備	
	西吉地	2	1	山腹工、森林整備	
	久井原	2	1	森林整備	
	用木	2	1	森林整備	
	山十町	2	1	溪間工、森林整備	
	中和仁	2	0	溪間工、森林整備	
	小 計		29	13	
南 関 町	豊永	2	1	森林整備	
	関外目	2	1	山腹工	
	久重	2	1	森林整備	
	四ツ原	3	1	山腹工、森林整備	
	関東	4	1	溪間工、山腹工、森林整備	
小 計		13	5		
玉名地域計		66	30		
山 鹿 市	小坂	2	2	山腹工、森林整備	
	津留	7	7	溪間工、山腹工	
	久原	1	1	山腹工	
	鍋田	1	1	溪間工、山腹工	
	鹿北町岩野	7	5	溪間工、山腹工、森林整備	
	鹿北町多久	10	8	溪間工、山腹工、森林整備	
	鹿北町芋生	6	5	溪間工、山腹工、森林整備	
	鹿北町椎持	12	8	溪間工、山腹工、森林整備	
	鹿北町四丁	6	5	溪間工、山腹工、森林整備	
	鹿北町宮原	1	1	溪間工	
	菊鹿町山内	6	4	溪間工、山腹工、森林整備	
	菊鹿町矢谷	7	5	溪間工、山腹工、森林整備	
	菊鹿町長	2	2	溪間工、山腹工、森林整備	
	菊鹿町上内田	3	3	溪間工、山腹工、森林整備	
	菊鹿町下内田	4	3	溪間工、山腹工、森林整備	
	菊鹿町池永	2	2	溪間工、山腹工	
	菊鹿町相良	2	2	森林整備	
	菊鹿町阿佐古	3	3	溪間工、山腹工	
	菊鹿町五郎丸	1	1	山腹工	
	鹿央町合里	5	4	溪間工、山腹工	
	鹿央町岩原	2	2	溪間工	
	鹿央町霜野	1	1	山腹工	
	小 計		91	75	
鹿本地域計		91	75		

単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業施 行地区数	前半5カ年 計画地区数	主 な 工 種	備 考	
市 町 村	区 域					
菊池市	班蛇口	14	14	溪間工、山腹工、森林整備		
	龍門	3	3	溪間工、山腹工、森林整備		
	原	4	4	溪間工、山腹工、森林整備		
	四町分	1	1	森林整備		
	下河原	1	1	山腹工		
	市野瀬	1	0	山腹工		
	旭志弁利	2	2	山腹工、森林整備		
	旭志麓	2	2	溪間工、山腹工、森林整備		
	旭志伊萩	1	0	山腹工		
	木庭	1	1	山腹工		
	小木	3	3	溪間工、山腹工		
	小 計	33	31			
	大津町	真木	4	3	溪間工、山腹工、森林整備	
		瀬田	2	3	溪間工、山腹工、森林整備	
古城		3	3	溪間工、山腹工、森林整備		
外牧		2	2	山腹工、森林整備		
岩坂		1	1	山腹工		
小 計	12	12				
菊池地域計		45	43			
阿蘇市	一の宮町荻の草	2	1	山腹工		
	一の宮町宮地	1	0	溪間工		
	一の宮町北坂梨	1	0	溪間工、森林整備		
	一の宮町坂梨	2	1	溪間工、山腹工、森林整備		
	一の宮町三野	6	3	溪間工、山腹工、森林整備		
	一の宮町手野	5	3	溪間工、山腹工、森林整備		
	一の宮町中通	2	2	溪間工、山腹工、森林整備		
	赤水	1	0	溪間工		
	小倉	1	0	溪間工		
	乙姫	1	0	溪間工		
	狩尾	6	4	溪間工、山腹工、森林整備		
	蔵原	1	0	溪間工		
	車帰	4	2	溪間工、山腹工		
	黒川	1	1	溪間工、山腹工、森林整備		
	黒川丁	1	0	溪間工		
	小池	1	0	山腹工		
	竹原	2	0	溪間工		
	西町	1	1	溪間工		
	永草	1	0	溪間工		
	西小園	2	2	溪間工、山腹工		
	西湯浦	2	2	溪間工、山腹工		
	的石	4	2	溪間工、山腹工、森林整備		
	三久保	3	2	溪間工、山腹工、森林整備		
	南宮原	1	1	溪間工、山腹工		
	山田	2	1	溪間工、山腹工		
	湯浦	1	1	溪間工、森林整備		
	波野大字小園	1	0	溪間工		
	波野大字小地野	1	0	溪間工、森林整備		
	波野大字新波野	1	0	溪間工		
	波野大字滝水	1	0	山腹工		
	波野大字中江	2	1	溪間工、山腹工		
	波野大字波野	1	0	溪間工		
波野大字赤仁田	1	0	溪間工			
小 計	63	30				

単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業施 行地区数	前半5カ年 計画地区数	主 な 工 種	備 考	
市 町 村	区 域					
阿蘇地域計	南小国町	赤馬場	4	2	山腹工	
		中原	4	2	溪間工、山腹工、森林整備	
		満願寺	6	6	溪間工、山腹工	
		小 計	14	10		
	小国町	上田	5	3	溪間工、山腹工、森林整備	
		北里	1	1	溪間工、山腹工、森林整備	
		黒淵	6	4	溪間工、山腹工、森林整備	
		下城	16	16	溪間工、山腹工、森林整備	
		西里	4	3	溪間工、山腹工、森林整備	
		宮原	5	3	溪間工、山腹工	
		小 計	37	30		
	産山村	産山	1	0	山腹工	
		大利	3	2	溪間工、山腹工	
		片俣	1	1	山腹工	
		田尻	8	8	溪間工、山腹工、森林整備	
		山鹿	5	3	溪間工、山腹工、森林整備	
		小 計	18	14		
	高森町	尾下	1	0	溪間工、森林整備	
		上色見	3	3	溪間工、山腹工、森林整備	
		河原	2	1	溪間工、山腹工	
		草部	2	1	山腹工	
		色見	3	2	溪間工、森林整備	
		下切	2	1	山腹工	
		菅山	1	1	山腹工	
		芹口	1	0	山腹工	
		高森	12	6	溪間工、山腹工	
		津留	2	2	溪間工、山腹工、森林整備	
		中	1	0	溪間工	
		永野原	1	0	溪間工	
		野尻	1	1	溪間工、森林整備	
		矢津田	2	1	山腹工	
	小 計	34	19			
	南阿蘇村	一関	1	0	溪間工	
		河陰	6	3	溪間工、山腹工、森林整備	
河陽		6	3	溪間工、山腹工		
下野		1	0	溪間工		
白川		1	0	溪間工		
立野		6	6	溪間工、山腹工		
中松		2	2	溪間工、山腹工、森林整備		
長野		3	3	溪間工、山腹工、森林整備		
久石		9	5	溪間工、山腹工		
吉田		1	0	溪間工		
両併		2	0	溪間工		
小 計	38	22				
西原村	河原	4	2	溪間工、山腹工		
	布田	1	1	山腹工		
	小森	1	1	溪間工、山腹工		
	鳥子	1	0	山腹工		
	宮山	2	2	溪間工、森林整備		
	小 計	9	6			
阿蘇地域計			213	131		

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業方法及び時期　〔該当なし〕

第7 その他必要な事項　〔該当なし〕

(附) 參考資料

林道開設・拡張計画数量の箇所別明細（既設林道を含む）

計画期間(R2.4.1~R12.3.31)

単位 延長:m

登載区分	種類	林業 専用 道	市町村	路線名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年5か 年の計 画箇所	路線 コード	国 調整	備考
							改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
既設	管理		熊本市	大多尾線	1,796	1,796						101A	無	
既設	管理		熊本市	野出九万岳線	1218	1,218							無	
既設	管理		熊本市	見継線	972	972							無	
既設	管理		熊本市	向山葉山線	1,976	1,976							無	
			熊本市計		5,962	5,962	0	0	0	0				
			熊本地域計		5,962	5,962	0	0	0	0				
既設	基幹		玉名市	東部小岱山線	5,801	5,801						58	無	
既設	管理		玉名市	小岱山線	5,097	5,097						101A	無	
既設	管理		玉名市	石尾線	1,880	1,880						102B	無	広域開設後102A
既設	管理		玉名市	開田線	1,384	1,384						103A	無	
既設	管理		玉名市	箱谷線	282	282						104A	無	
			玉名市計		14,444	14,444	0	0	0	0				
既設	管理		玉東町	天神平線	225	225						101A	無	
既設	管理		玉東町	稼線	3,550	3,550						102A	無	和水町104A,山鹿市150A
			玉東町計		3,775	3,775	0	0	0	0				
既設	管理		和水町	蜻浦線	2,540	2,540						101A	無	
既設	管理		和水町	日平線	1,967	1,967						102A	無	
既設	管理		和水町	大石ノ本線	1,540	1,540						103A	無	
既設	管理		和水町	稼線	450	450						104A	無	玉東町102A,山鹿市150A
			和水町計		6,497	6,497	0	0	0	0				
既設	基幹		南関町	東部小岱山線	3,505	3,505						58	無	
既設	管理		南関町	宮尾線	650	650						101B	無	
既設	管理		南関町	柿原線	1,590	1,590						102B	無	
先線開設	管理		南関町	福山二城山線	2,413	4,120		853				203A	無	
			南関町計		8,158	9,865	0	853	0	0				
			玉名地域計		32,874	34,581	0	853	0	0				
既設	基幹		山鹿市	八方ヶ岳線	16,539	16,539			34			50	無	今回追加(改良)
既設	基幹		山鹿市	八方ヶ岳西線	30,347	30,347			200			52	無	
既設	基幹		山鹿市	西岳不動岩線	17,478	17,478			100	100		53	有	今回追加(改良・舗装)
既設	管理		山鹿市	丸山線	589	589						101A	有	
既設	管理		山鹿市	開山線	933	933				933		102A	無	
既設	管理		山鹿市	竹の谷線	2,150	2,150						103A	無	
既設	管理		山鹿市	男岳線	1,041	1,041				1,041		104A	無	
既設	管理		山鹿市	麻生線	1,150	1,150				1,150		106A	無	
既設	管理		山鹿市	西岳本手線	1,520	1,520				1,520		107A	無	
既設	管理		山鹿市	平線	810	810				810		108A	無	
既設	管理		山鹿市	迫浦線	1,138	1,138				1,138		109A	無	
既設	管理		山鹿市	上後川内線	450	450				450		111A	無	
既設	管理		山鹿市	長橋線	363	363				363		112A	無	
既設	管理		山鹿市	叶田線	4,002	4,002				2,392		113A	無	
既設	管理		山鹿市	向野線	1,260	1,260				259		114A	無	
既設	管理		山鹿市	小原線	1,010	1,010				1,010		115A	無	
既設	管理		山鹿市	後川内線	960	960				960		116A	無	
既設	管理		山鹿市	馬場野線	4,398	4,398				4,398		117A	無	
既設	管理		山鹿市	後山線	560	560				560		118A	無	
既設	管理		山鹿市	三楠線	1,003	1,003				1,003		119A	無	
既設	管理		山鹿市	柚木谷線	1,018	1,018				1,018		120A	無	
既設	管理		山鹿市	山の口線	1,700	1,700						122A	無	
既設	管理		山鹿市	竹ノ山線	1,380	1,380						123A	無	
既設	管理		山鹿市	黒猪線	260	260				260		124A	無	
既設	管理		山鹿市	第二黒猪線	500	500				500		125A	無	
既設	管理		山鹿市	竹尾の向線	1,040	1,040				1,040		126A	無	
既設	管理		山鹿市	長尾線	1,459	1,459				1,459		127A	無	
既設	管理		山鹿市	清水線	1,292	1,292						128A	無	
既設	管理		山鹿市	広見線	1,040	1,040				1,040		129A	無	
既設	管理		山鹿市	西岳北向線	3,613	3,613				236		130A	無	
既設	管理		山鹿市	高野線	4,000	4,000			200	3,413		131A	無	
抹消	管理		山鹿市	外野線								132A	無	市道編入のため抹消
既設	管理		山鹿市	桑弦線	2,311	2,311				280		133A	無	
既設	管理		山鹿市	迫線	834	834				634		134A	無	
既設	管理		山鹿市	小川内線	1,445	1,445				1,005		135A	無	
既設	管理		山鹿市	長谷川線	1,414	1,414				1,200		136A	無	

単位 延長:m

登載区分	種類	林業 専用 道	市町村	路線名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年5か 年の計 画箇所	路線 コード	国 調整	備 考
							改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
既設	管理		山鹿市	車谷線	520	520				700		137A	無	
既設	管理		山鹿市	横尾線	500	500						138A	無	
既設	管理		山鹿市	黒仁田線	1,356	1,356						139A	無	
既設	管理		山鹿市	グミノ線	1,440	1,440						140A	無	
既設	管理		山鹿市	阿佐古線	864	864				264		141A	無	
既設	管理		山鹿市	浦矢谷線	1,200	1,200						142A	無	
既設	管理		山鹿市	上津野線	511	511				281		143A	無	
既設	管理		山鹿市	タカトリ線	928	928						144A	無	
既設	管理		山鹿市	岩原線	286	286				286		145A	無	
既設	管理		山鹿市	霜野線	740	740				270		146A	無	
既設	管理		山鹿市	中浦線	3,131	3,131				2,521		147A	無	
既設	管理		山鹿市	寺米野線	1,586	1,586				681		148A	無	
既設	管理		山鹿市	上岩原線	825	825				625		149A	無	
既設	管理		山鹿市	稜線	0	0						150A	無	玉東町102A, 和水町104A
既設	管理		山鹿市	三楠竹の谷線	7,193	7,193				600		151B	無	205B 151B
既設	管理		山鹿市	酒造野陣内線	1,220	1,220						152A	有	209A 152A
先線開設	管理		山鹿市	竹山西岳線	3,290	5,150						202A	無	
先線開設	管理		山鹿市	堂原線	2,005	3,705						204A	無	
先線開設	管理		山鹿市	高城線	1,126	1,326						206C	無	既設121A
新規開設	管理		山鹿市	櫛毛線	0	800						207A	無	
新規開設	管理		山鹿市	車谷2号線	0	800						208A	無	
先線開設	管理		山鹿市	井ノ月線	440	1,840						210A	無	
新規開設	管理		山鹿市	柿木田線	0	1,800						211B	無	
新規開設	管理		山鹿市	山ノ口線	0	2,140						212A	有	
既設	管理		山鹿市	迫長谷川線	1,200	1,200							無	
			山鹿市 計		141,368	152,068	0	0	534	36,400				
			鹿本地区 計		141,368	152,068	0	0	534	36,400				
既設	基幹		菊池市	菊池人吉線	14,515	14,515						1	無	
既設	基幹		菊池市	八方ヶ岳線	16,991	16,991			400			50	無	
既設	基幹		菊池市	鞍岳線	1,589	1,589						55	無	
新規開設	基幹		菊池市	水源線	0	18,000		1,000		6,000		59	無	
既設	基幹		菊池市	竜門線	14,532	14,532			400			84	無	
既設	管理		菊池市	日生野1号線	1,309	1,309						101A	無	
既設	管理		菊池市	奥江線	2,340	2,340						102A	有	
既設	管理		菊池市	塩井谷線	225	225						103A	無	
既設	管理		菊池市	亀ノ甲線	470	470						104A	無	
既設	管理		菊池市	日生野2号線	400	400						105A	無	
既設	管理		菊池市	遺矢迫線	441	441						106A	無	
既設	管理		菊池市	高城線	1,310	1,310						107A	無	
既設	管理		菊池市	平山線	1,175	1,175						108A	無	
既設	管理		菊池市	狸穴線	729	729						109A	無	
既設	管理		菊池市	楮畑線	1,819	1,819						110A	無	
既設	管理		菊池市	津江道線	1,171	1,171						111A	無	
既設	管理		菊池市	権現山線	1,349	1,349						113A	無	
既設	管理		菊池市	水源・大野2号線	1,914	1,914						114A	無	
既設	管理		菊池市	宮ノ上線	576	576				100		115A	無	
既設	管理		菊池市	生蘇線	1,475	1,475				800		116A	無	
既設	管理		菊池市	椎場1号線	1,796	1,796				100		117A	無	
既設	管理		菊池市	椎場2号線	1,376	1,376				100		118A	無	
既設	管理		菊池市	白木線	388	388				100		119A	無	
既設	管理		菊池市	新山1号線	8,169	8,169			600			120A	無	
既設	管理		菊池市	岳河原1号線	425	425						121A	無	
既設	管理		菊池市	赤崩線	416	416						122A	無	
既設	管理		菊池市	平線	2,169	2,169						123A	無	
既設	管理		菊池市	岳河原2号線	3,169	3,169						125A	無	
新規開設	管理		菊池市	北旭野線	0	2,000		1,000				201A	無	
新規開設	管理		菊池市	麓線	0	2,000		1,000				202B	無	
新規開設	管理		菊池市	岩本線	0	4,000		2,000				203A	無	
既設	管理		菊池市	二本松線	2,682	2,682				200		208B	無	
既設	管理		菊池市	酒造野陣内線	497	497				415		126A	無	209A 126A 山鹿市152A
新規開設	管理		菊池市	足手荒神山線	0	750		375		750		210A	無	
新規開設	管理		菊池市	谷山線	0	400		200		400		212A	無	

登載区分	種類	林業 専用 道	市町村	路 線 名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年5か 年の計 画箇所	路 線 コード	国 調整	備 考
							改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
新規開設	管理		菊池市	中原・松島線	0	1,300		650		1,300		213A	無	
新規開設	管理		菊池市	山の神線	0	2,000		1,000		2,000		214B	無	
新規開設	管理		菊池市	銭亀線	0	4,000		835		1,670		215A	無	
先線開設	管理		菊池市	獅子ヶ城線	1,370	2,705		667				216B	無	既設112A
既設	管理		菊池市	旭野線	1,800	1,800							無	
既設	管理		菊池市	大野線	1,400	1,400							無	
既設	管理		菊池市	市成線	1,500	1,500							無	
新規開設	管理		菊池市	獅子ヶ城2号線	0	660		330						
新規開設	管理		菊池市	焼塚線	0	495		247						
			菊池市 計		91,487	128,427	0	9,304	1,400	13,935				
既設	基幹		大津町	菊池人吉線	10,135	10,135						1	無	
既設	基幹		大津町	鞍岳線	2,509	2,509						55	無	
既設	管理		大津町	猪郷谷線	3,256	3,256				2,000		101A	無	
既設	管理		大津町	瀬田裏線	5,230	5,230						102A	無	
先線開設	管理		大津町	中畑線	1,000	2,500		750				203B	有	既設103A
既設	管理		大津町	多々良線	1,856	1,856						104A	無	
既設	管理		大津町	菅の谷線	810	810						105A	無	
既設	管理		大津町	古城線	1,217	1,217						201A	無	
新規開設	管理		大津町	高尾野線	0	1,200		600				202B	無	
既設	管理		大津町	六番車帰1号線	875	875							無	
既設	管理		大津町	六番車帰2号線	1,327	1,327							無	
既設	管理		大津町	真木大神宮2号線	1,000	1,000							無	
			大津町 計		29,215	31,915	0	1,350	0	2,000				
			菊池地域 計		120,702	160,342	0	10,654	1,400	15,935				
既設	基幹		阿蘇市	阿蘇東部線	10,009	10,009						98	無	
既設	管理		阿蘇市	大河原線	2,910	2,910				2,240		101A	無	
既設	管理		阿蘇市	梶畑線	1,280	1,280				1,280		102A	無	
既設	管理		阿蘇市	釜割線	2,139	2,139						104A	無	
既設	管理		阿蘇市	大人線	1,388	1,388				928		105A	無	
既設	管理		阿蘇市	金打線	2,195	2,195				871		106A	無	
既設	管理		阿蘇市	石原線	1,828	1,828				1,088		107A	無	
既設	管理		阿蘇市	上の宇土線	2,036	2,036						108A	無	
既設	管理		阿蘇市	檜原線	1,477	1,477						109A	無	
既設	管理		阿蘇市	高柳線	2,753	2,753						111A	無	
既設	管理		阿蘇市	一里山線	709	709				709		113A	無	
既設	管理		阿蘇市	堀の口線	1,479	1,479						114A	無	
既設	管理		阿蘇市	鬼ヶ城線	2,867	2,867				1,740		115A	無	
既設	管理		阿蘇市	堂面線	964	964				964		116A	無	産山村116A
既設	管理		阿蘇市	小仲尾線	2,147	2,147						118A	無	
既設	管理		阿蘇市	桜ヶ水線	4,318	4,318						119A	無	
既設	管理		阿蘇市	手野線	2,439	2,439						120A	無	
既設	管理		阿蘇市	野尾野線	0	0						121B	無	南小国町115B
既設	管理		阿蘇市	端辺大鶴線	5,544	5,544						122A	無	
既設	管理		阿蘇市	竹原高塚線	3,573	3,573						123A	無	
既設	管理		阿蘇市	小池線	2,145	2,145				2,145		124B	無	
既設	管理		阿蘇市	山田線	2,794	2,794				2,794		125A	無	
既設	管理		阿蘇市	小倉A線	2,722	2,722				2,722		126A	無	
新規開設	管理		阿蘇市	大峠線	0	1,700		850				201B	無	
既設	管理		阿蘇市	的右端辺2号線	1,360	1,360							無	
既設	管理		阿蘇市	西小園西湯浦線	1,257	1,257							無	
既設	管理		阿蘇市	蛇の尾上線	1,220	1,220							無	
既設	管理		阿蘇市	小園線	380	380							無	
既設	管理		阿蘇市	野尾納線	1,050	1,050							無	
			阿蘇市 計		64,983	66,683	0	850	0	17,481				
既設	管理		南小国町	上矢田原線	5,667	5,667						101A	無	
既設	管理		南小国町	原口平線	910	910				500		102A	無	
既設	管理		南小国町	北二又線	700	700				500		103A	無	
既設	管理		南小国町	牛房草線	2,580	2,580				500		104A	無	
既設	管理		南小国町	河内線	4,478	4,478				200		105A	無	
既設	管理		南小国町	立岩線	1,889	1,889				300		106A	無	
既設	管理		南小国町	田ノ原線	883	883						107A	無	
既設	管理		南小国町	長藪線	1,235	1,235						108A	無	
既設	管理		南小国町	平爪線	1,230	1,230						109A	無	

登載区分	種類	林業 専用 道	市町村	路線名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年5か 年の計 画箇所	路線 コード	国 調整	備 考
							改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
既設	管理		南小国町	七滝線	1,773	1,773						110A	無	
既設	管理		南小国町	湯田線	1,628	1,628			1,000			111A	無	
既設	管理		南小国町	城ノ尾線	998	998						112A	無	
既設	管理		南小国町	倉刈線	1,099	1,099			500	500		113A	無	
既設	管理		南小国町	上ウツオギ線	1,816	1,816				1,200		114A	無	
既設	管理		南小国町	野尾野線	963	963				300		115B	無	阿蘇市121B
既設	管理		南小国町	臼内切線	978	978						116A	無	
既設	管理		南小国町	星和線	750	750						117A	無	
既設	管理		南小国町	樋ノ口線	1,543	1,543						118A	無	
既設	管理		南小国町	湯田上線	1,546	1,546						119A	無	
既設	管理		南小国町	小波瀬線	926	926			300			120A	無	
既設	管理		南小国町	小藪樋ノ口線	1,183	1,183						121A	無	小国町131A
既設	管理		南小国町	上ノ山線	1,423	1,423			500	1,423		122A	無	
既設	管理		南小国町	小原線	1,678	1,678						123A	無	
既設	管理		南小国町	瀬戸ノ口線	3,868	3,868				2,000		124A	無	
既設	管理		南小国町	馬場上線	2,319	2,319				789		125A	無	
既設	管理		南小国町	持井手線	2,515	2,515				2,500		126A	無	
新規開設	管理		南小国町	打手原線	0	1,950						204A	無	
新規開設	管理		南小国町	上小波瀬線	0	1,500						205A	無	
新規開設	管理		南小国町	黒川線	0	1,800						208A	無	
既設	管理		南小国町	古屋線	1,060	1,060						209A	無	
新規開設	管理		南小国町	兵底線	0	1,500						210A	無	
新規開設	管理		南小国町	岩屋線	0	2,300						211A	無	
既設	管理		南小国町	影群線	1,291	1,291							無	
既設	管理		南小国町	東長田線	1,375	1,375							無	
既設	管理		南小国町	草津線	1,280	1,280							無	
既設	管理		南小国町	東絵解2号線	870	870							無	
既設	管理		南小国町	西十三都線	1,530	1,530							無	
既設	管理		南小国町	長迫線	660	660							無	阿蘇市から移行
既設	管理		南小国町	合敷線	730	730							無	阿蘇市から移行
既設	管理		南小国町	茂園線	2,270	2,270							無	
既設	管理		南小国町	後谷線	800	800							無	
既設	管理		南小国町	道休線	2,400	2,400							無	
既設	管理		南小国町	向原線	300	300							無	
既設	管理		南小国町	作ヶ倉線	1,700	1,700							無	
既設	管理		南小国町	上長崎線	1,850	1,850							無	
既設	管理		南小国町	初鹿野線	1,710	1,710							無	
既設	管理		南小国町	三村野南線	2,132	2,132						212B	無	
			南小国町 計		68,536	77,586	0	0	3,800	9,212				
抹消	管理		小国町	小藪樋ノ口線								5	無	錯誤による抹消
抹消	基幹		小国町	黒淵下城線								6	無	町道編入のため抹消
既設	管理		小国町	上滴水線	3,134	3,134				2,874		102A	無	
既設	管理		小国町	高津屋線	1,713	1,713			784	1,119		103A	無	
既設	管理		小国町	赤鹿線	2,257	2,257				1,132		104A	無	
既設	管理		小国町	寺尾野線	841	841				241		107A	無	
既設	管理		小国町	浅瀬線	839	839				819		108A	無	
既設	管理		小国町	千辺線	1,100	1,100				1,020		109A	無	
先線開設	管理		小国町	薄野線	1,030	1,600			1,030	1,359		110B	無	
既設	管理		小国町	扇山線	1,145	1,145			1,145	1,125		111A	無	
既設	管理		小国町	北弓田線	1,507	1,507				1,183		112A	無	
既設	管理		小国町	田ノ尻線	2,200	2,200				753		113A	無	
既設	管理		小国町	池ノ内線	490	490				490		114A	無	
既設	管理		小国町	下巢線	3,078	3,078			500			115A	無	
既設	管理		小国町	馬込線	620	620				620		116A	無	
既設	管理		小国町	田原線	990	990						117A	無	
既設	管理		小国町	三田河内線	1,143	1,143				674		118A	無	
既設	管理		小国町	手水野線	2,550	2,550			1,000			119A	無	
既設	管理		小国町	秋原線	2,169	2,169				1,350		120A	無	

単位 延長:m

登載区分	種類	林業 専用 道	市町村	路線名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年5か 年の計 画箇所	路線 コード	国 調整	備考
							改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
既設	管理		小国町	赤谷線	1,080	1,080			500	80		121A	無	
既設	管理		小国町	石井線	853	853				753		122A	無	
既設	管理		小国町	湯ノ平線	3,638	3,638			500	2,934		123A	無	
既設	管理		小国町	妙見線	1,446	1,446						124A	無	
既設	管理		小国町	星ヶ太郎線	1,622	1,622				1,622		125A	無	
既設	管理		小国町	岩ノ上線	1,962	1,962				1,198		126A	無	
既設	管理		小国町	北里弓田線	4,053	4,053				2,514		127A	無	
既設	管理		小国町	宮ノ台線	1,436	1,436				1,237		128A	無	
既設	管理		小国町	松ノ本線	1,892	1,892			500	1,727		129B	無	
既設	管理		小国町	蛭石線	763	763				763		130A	無	
既設	管理		小国町	小藪樋ノ口線	1,338	1,338						131A	無	南小国町121A
既設	管理		小国町	馬場野線	766	766				766		132A	無	
既設	管理		小国町	立平線	1,360	1,360						133A	無	
既設	管理		小国町	弥太郎谷線	664	664				664		135A	無	
既設	管理		小国町	片草線	820	820				710		136A	無	
既設	管理		小国町	荒倉線	3,127	3,127						137A	無	
既設	管理		小国町	手水野東河内線	3,044	3,044				2,810		138A	無	
既設	管理		小国町	室原II線	1,718	1,718				1,559		140A	無	
既設	管理		小国町	後ヶ山線	1,692	1,692				1,672		141A	無	
既設	管理		小国町	加洲野線	1,788	1,788						142A	無	
既設	管理		小国町	川平線	1,540	1,540						143A	無	
新規開設	管理		小国町	湯田山線	0	1,500				500		211A	無	
新規開設	管理		小国町	坂本線	0	2,000				1,000		213A	無	
新規開設	管理		小国町	山ノ口線	0	700				500		214A	無	
先線開設	管理		小国町	位河内線	2,440	3,440				3,403		219A	無	
先線開設	管理		小国町	永畑線	1,916	2,344			200	1,916		220A	無	
新規開設	管理		小国町	大石原線	0	1,200				1,200		221B	無	
新規開設	管理		小国町	東河内線	0	500				500		222B	無	
先線開設	管理		小国町	室原線	898	1,558				898		223A	無	
既設	管理		小国町	上戸谷線	1,651	1,651				1,069		145A	無	224A 145A
既設	管理		小国町	二本木線	315	315				315		144A	無	
新規開設	管理		小国町	倉谷線	0	900				200		225A	無	
新規開設	管理		小国町	薄瀬線	0	1,500				500		226A	無	
既設	管理		小国町	高花線	1,561	1,561				811		146B	有	
既設	管理		小国町	城戸線	1,000	1,000							無	
既設	管理		小国町	口山田線	840	840							無	
既設	管理		小国町	杉園線	1,800	1,800							無	
既設	管理		小国町	戸角原線	700	700							無	
			小国町 計		76,529	87,487	0	0	6,159	48,580				
既設	管理		産山村	中山鹿線	970	970				864		101A	無	
既設	管理		産山村	堂面線	0	0						116A	無	阿蘇市116A
既設	管理		産山村	北西小坪線	500	500							無	
既設	管理		産山村	乙宮線	480	480							無	
既設	管理		産山村	戸屋の尾線	1,480	1,480							無	
既設	管理		産山村	沢水線	430	430							無	
			産山村 計		3,860	3,860	0	0	0	864				
既設	基幹		高森町	阿蘇東部線	2,130	2,130						98	無	
既設	管理		高森町	峰の宿線	1,710	1,710						101A	無	
既設	管理		高森町	米の山線	1,340	1,340				1,340		102A	無	
既設	管理		高森町	越敷線	1,200	1,200						103A	無	
既設	管理		高森町	筒ヶ岳線	1,140	1,140						104A	無	
既設	管理		高森町	国見山線	1,000	1,000						105A	無	
既設	管理		高森町	鍋の平線	2,927	2,927			300			106A	無	今回追加(改良)
既設	管理		高森町	小練原線	1,330	1,330				300		108A	無	
既設	管理		高森町	化粧田線	3,215	3,215				1,200		110A	無	
既設	管理		高森町	寺小野線	1,300	1,300				590		111A	無	
既設	管理		高森町	札峠線	1,304	1,304				400		112A	無	
既設	管理		高森町	山下線	1,354	1,354				200		113A	無	
既設	管理		高森町	大谷線	900	900						114A	無	
既設	管理		高森町	年の神線	1,229	1,229						208A	無	既設208B

単位 延長:m

登載区分	種類	林業 専用 道	市町村	路 線 名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年5か 年の計 画箇所	路 線 コード	国 調整	備 考
							改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
既設	管理		高森町	下山・久保線	1,270	1,270				1,270		109A	無	209C 109A
既設	管理		高森町	水湛線	930	930							無	
既設	管理		高森町	下切線	1,086	1,086							無	
既設	管理		高森町	小崎線	1,488	1,488							無	
既設	管理		高森町	峰宿線	1,534	1,534							無	
既設	管理		高森町	下切2号線	570	570							無	
既設	管理		高森町	灰迫線	620	620							無	
既設	管理		高森町	牛房迫線	1,668	1,668							無	
既設	管理		高森町	尾園線	1,450	1,450							無	
既設	管理		高森町	登母祖線	1,270	1,270							無	
既設	管理		高森町	下切3号線	940	940							無	
既設	管理		高森町	所尾野線	510	510							無	
			高森町 計		35,415	35,415	0	0	300	5,300				
既設	管理		南阿蘇村	地蔵線	3,524	3,524						101B	無	
既設	管理		南阿蘇村	上久木野線	3,911	3,911				970		102A	無	一部農道編入
既設	管理		南阿蘇村	放ヶ内線	1,104	1,104						103A	無	
既設	管理		南阿蘇村	駒返線	3,014	3,014						104B	無	
既設	管理		南阿蘇村	下久木野線	6,572	6,572				450		105A	無	
既設	管理		南阿蘇村	湯の谷線	1,742	1,742						106A	無	一部村道編入
既設	管理		南阿蘇村	乙ヶ瀬線	1,277	1,277						107B	無	
既設	管理		南阿蘇村	袴野萩尾線	970	970						201A	無	
既設	管理		南阿蘇村	二の多津山線	1,180	1,180							無	
			南阿蘇村 計		23,294	23,294	0	0	0	1,420				
既設	管理		西原村	青年の山線	760	760							無	
既設	管理		西原村	高畑線	1,140	1,140							無	
既設	管理		西原村	高畑3号線	660	660							無	
既設	管理		西原村	医王寺向線	2,747	2,747							無	
既設	管理		西原村	土橋線	2,400	2,400							無	
			西原村 計		7,707	7,707	0	0	0	0				
			阿蘇地域 計		280,324	302,032	0	850	10,259	82,857				
			総 計		581,230	654,985	0	12,357	12,193	135,192				



発行者：熊本県

所 属：森林整備課

発行年度：令和3年度（2021年度）

再生紙を使用しています

本文は、間伐材パルプ 30%、古紙パルプ 70%を原料とした用紙を使用しています。